

兵庫県内の各種団体と事業場の参加をお願いします。

# ゼロ災兵庫 兵庫リスク低減運動



全員参加のリスク低減運動を展開し、  
安心安全な職場の実現

主 唱 者 兵庫労働局・県下各労働基準監督署

主 催 者 兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会

協力団体 兵庫県経営者協会 兵庫県中小企業団体中央会 連合兵庫 兵庫県社会保険労務士会

# 兵庫リスク低減運動実施要綱

平成 26 年 2 月 27 日制定

## 1 趣旨・目的

事業者が、自主的に安全衛生管理水準の向上を図るため、リスクアセスメントに取り組むことが労働安全衛生法第 28 条の 2 に規定され、これまで行政及び労働災害防止団体等において、リスクアセスメントに関する研修会や教育等を実施し普及促進に努めた結果一定の成果は見られたものの、労働災害の減少に直結していない業種があるなど必ずしも十分な取組状況といえないところである。

そこで、「兵庫リスク低減運動」を展開し、リスクアセスメントの実践と定着を図り、労働災害をゼロとすることとする。

## 2 運動名称

運動の名称は、「兵庫リスク低減運動」とする。業種別団体における本運動の名称は、取組業種を冠し「兵庫業リスク低減運動」と称する。

## 3 スローガン

『全員参加のリスク低減運動を展開し、安心安全な職場の実現』

## 4 期間

平成 25 年度～平成 29 年度

## 5 主唱者

兵庫労働局・各労働基準監督署

## 6 主催者

兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会

## 7 協力団体

兵庫県経営者協会、兵庫県中小企業団体中央会  
日本労働組合総連合会兵庫県連合会、兵庫県社会保険労務士会

## 8 参加団体

本運動に賛同し、取り組む団体

## 9 実施者

兵庫県内の事業場

## 10 主唱者の実施事項

リスク低減運動普及のための指導・援助

## 11 主催者の実施事項(災防団体にあつては、13 に定める事項を併せて実施)

リスク低減運動取組宣言の実施を勧奨  
リスクアセスメント推進大会の実施  
安全衛生パトロールの実施  
リスクアセスメント研修会の実施  
各構成団体における運動取組状況の把握

## 12 協力団体の実施事項

本運動に関する周知等の支援

## 13 参加団体の実施事項( は必須、ほかは選択して実施)

リスク低減運動参加宣言を行い、宣言書を掲示  
会員等にリスクアセスメントの実施を勧奨  
ポスター、垂れ幕等の掲示  
会員等にリスクアセスメント研修等の受講を勧奨  
会員等にリスクアセスメントの記録と保存を勧奨  
会員等に危険箇所の見える化、リスク低減措置の見える化等の実施を勧奨  
会員等に安全衛生パトロールの実施  
会員等の取組宣言とリスクアセスメント実施状況の把握

## 14 実施者(事業場)の実施事項

リスク低減運動取組宣言を行い、宣言書を掲示  
ポスター、垂れ幕等の掲示  
リスクアセスメント研修等の受講  
リスクアセスメントの実施  
リスクアセスメントの記録と保存  
危険箇所の見える化、リスク低減措置の見える化等の実施  
安全衛生パトロールの実施

# リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、作業に伴う危険性又は有害性（ハザード）を特定し、これを除去、低減する対策を講ずる一連の流れです。

リスクとは特定された危険性又は有害性によって生ずる負傷又は疾病の重篤度と発生可能性を組み合わせで見積もるものです。

リスクアセスメントに基づき対策を講ずることにより、確実に、効果的に災害を防止できます。

リスクアセスメントの基本的な手順は以下のとおりです。

- 労働者の就業における危険性又は有害性の特定
- 特定した全ての危険性又は有害性ごとの見積り
- 見積りに基づき、リスクを低減するための優先度の設定
- リスク低減措置の内容の検討
- 優先度に対応した、リスク低減措置の実施
- リスクアセスメント及びリスク低減措置の記録

作業名 (機械・設備)	作業の危険性又は有害性と発生のおそれのある災害	リスクの見積り			リスク低減措置案	措置実施後のリスクの見積り		
		災害の重篤度	発生の可能性	リスクの程度		災害の重篤度	発生の可能性	リスクの程度
台車による運搬作業	重い物を過大に積載し、運搬中に操作ができず、荷崩れを起こすなどして打撲する。		×		台車に積載可能重量を表示する 順守事項を掲示する 運搬経路を決める			

**災害に重篤度** ×：致命的・重大（死亡災害や休業1月以上の災害）

：中程度（休業1月未満の災害）

：軽度（かすり傷程度）

**災害の可能性** ×：高い又は比較的高い（毎日、危険性又は有害性に接近する/かなり注意しても災害につながる）

：可能性がある（修理などの作業で、危険性又は有害性に時々接近する）

：ほとんどない（危険性又は有害性に接近することは、めったにない）



災害の重篤度と発生の可能性との組み合わせからリスクを見積もります。

		災害の重篤度		
		致命的・重大	中程度	軽度
発 生 の 可 能 性	高い又は比較的高い ×	×		
	可能性がある			
	ほとんどない			

**リスクの程度** : 直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある  
: 速やかにリスク低減対策を実施すべきリスクがある  
: 必要に応じてリスク低減対策を実施すべきリスクがある

労働安全衛生法第28条の2により、事業者にはリスクアセスメントの実施について努力義務が課せられている。

**対象業種**は以下のとおり（但し、化学物質に関する事項は全業種が対象）

- 製造業、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

詳しくは兵庫労働局ホームページをご覧ください。運動用品などがご覧いただけます。

インターネットで、「兵庫リスク低減運動」で検索してください。

url は、[http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/\\_119947.html](http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/_119947.html)

## 「兵庫リスク低減運動」展開中！

兵庫労働局では、平成25年度から「兵庫リスク低減運動」を主唱し、県内の多くの事業者団体等にご参加いただき、運動を展開しています。この運動により、リスクアセスメントの実践と定着を図り、労働災害ゼロを目指しますので、ぜひご参加をお願いいたします。

情報、行事等のお知らせ(平成26年 月 日現在)(現在工事中)

[兵庫リスク低減運動実施要綱\(平成26年2月27日制定\)](#)

[兵庫リスク低減運動参加団体名簿\(平成26年2月26日現在\)](#)



## 兵庫県内の事業場の皆様へ

(参加団体の会員様以外の事業場の方も活用ください)

- (1) [ポスター](#) クリックするとPDF画面が表示されますので適宜プリントアウトしてください。
- (2) [取組宣言書\(事業場用\)\(PDF版\)](#) [取組宣言書\(事業場用\)\(ワード版\)](#)  
クリックすると、画面が表示されますので、適宜プリントアウトしてください。  
ワード版の場合は、取組内容や事業場名を加筆訂正可能ですので、各事業場の取組事項を追加するなど活用してください。

## 運動参加団体の皆様へ

リスク低減運動用品(ポスター、紙のぼり、取組宣言書)

- (1) [ポスター](#) クリックすると、PDF画面が表示されますので適宜プリントアウトしてください。
- (2) [紙のぼり1\(PDF版、3分割\)](#) [紙のぼり1\(PDF版、分割なし\)](#)  
[紙のぼり2\(PDF版、3分割\)](#) [紙のぼり2\(PDF版、分割なし\)](#)  
クリックすると画面が表示されますので、適宜プリントアウトしてください。  
3分割の方は、プリントアウトした後、縦に3枚を貼り合わせてください。  
分割なしの方は、プリンタのポスター印刷機能(3×3)、垂れ幕印刷機能があれば大判が印刷できます。  
[紙のぼり1\(エクセル版\)](#) [紙のぼり2\(エクセル版\)](#)  
エクセル版では、団体名を入力することができます。ページ拡大により大判(貼り合わせによる)印刷ができます。
- (3) [参加宣言書\(団体用\)\(PDF版\)](#)  
参加団体用を主催者において用意します。クリックすると見本が表示されます。

## リスクアセスメント関係資料

- (1) [「リスクアセスメントとは」\(兵庫労働局作成平成20年2月\)](#) (兵庫労働局hp)
- (2) [「事例でわかる職場のリスクアセスメント」](#) (厚生労働省hp)
- (3) [リスクアセスメント等関連資料・教材一覧](#) (厚生労働省hp)

## その他関係資料

- (1) [第12次労働災害防止計画](#) (厚生労働省hp)
- (2) [兵庫第12次労働災害防止推進5か年計画の概要](#) (リーフレット、兵庫労働局hp)
- (3) [兵庫第12次労働災害防止推進5か年計画](#) (全文、兵庫労働局hp)
- (4) [兵庫第11次労働災害防止推進5か年計画の推進結果](#) (業種別災害件数、兵庫労働局hp)

お知らせ 県内に所在する事業者団体等で、新たに本運動に参加を検討されている場合は、兵庫労働局安全課(電話078-367-9152)にご連絡ください。

お問い合わせは、兵庫労働局、又は県下各労働基準監督署まで

兵庫労働局安全課 電話 078 - 367-9152

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1の1の3 神戸クリスタルタワー16階